

第8章 その他の参考資料

3-8-1表

市町村税の税率概要

税区分		税率	年度別団体数 (R4年度→R5年度)	参 考
市	個人	均等割 標準 (3500円)	54 → 54	
		所得割 標準 (6%)	54 → 54	
町	法人	均等割 標準	51 → 51	・超過課税のうち、制限税率を採用している団体は2市(銚子、野田)一部の区分について制限税率を採用している団体は1市(習志野)
		超過課税 不均一	3 → 3 0 → 0	
民	個人	均等割 標準 (6%)	29 → 29	・制限税率(8.4%)を採用している団体は5市(銚子、野田、茂原、流山、鎌ヶ谷)
		税割 制限 (8.4%)	5 → 5	
税		不均一	20 → 20	・不均一は20団体(千葉、市川、船橋、館山、木更津、松戸、成田、佐倉、旭、習志野、柏、市原、八千代、我孫子、君津、富津、浦安、袖ヶ浦、富里、匝瑳)
		固定資産税 標準 (1.4%)	54 → 54	
	(不均一)	0.7%	10 → 10	・国際観光ホテル整備法に基づくもの
		1.0%	3 → 3	
		1.05%	1 → 1	
		1.2%	1 → 1	
		0.7%	1 → 1	・多極分散型国土形成促進法に基づくもの
		0.93%	1 → 1	・都市再開発法に基づくもの
		1.05%	2 → 2	
		初年度 0.14% 2年度 0.35% 3年度 0.70%	9 → 8	・半島振興法に基づくもの
		免除	10 → 13	・過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づくもの
		免除 (5年間)	2 → 2	・企業誘致条例に基づくもの
免除	1 → 1	・地区公民館又は集会所及び地区所有の消防機庫		
	0.46%	1 → 1	・公衆浴場法、物価統制令に基づくもの	
軽自動車税	標準	54 → 54		
鉱産税	標準 (1.0%)	40 → 40		
入湯税	標準 (150円)	32 → 32		
	宿泊 (150円) 日帰り (50円、70円又は100円)	9 → 9	・9団体(船橋、館山、木更津、市原、袖ヶ浦、南房総、長生、長柄、大多喜)	
都市計画税	制限 (0.3%)	17 → 17	・勝浦及び富津は条例を有するが附則で課税しないこととしているので含めていない。	
	0.05%	1 → 1	・市で税目を設定していないのは7団体(鴨川、浦安、南房総、匝瑳、山武、いすみ、大網白里)	
	0.20%	9 → 9		
	0.23%	1 → 1		
	0.25%	2 → 2		
	(不均一)	0.15%	4 → 4	・国際観光ホテル整備法に基づくもの(千葉、館山、柏、市原)
		0.10%	1 → 1	・公衆浴場法、物価統制令に基づくもの(柏)
0.22%		1 → 1	・都市再開発法に基づくもの(柏)	

3-8-2表 市町村税率一覧表

市町村名	市 法 人 均 等 割										民 割			市 税		入 湯 税		都 市 計 画 税		
	個 人 均 等 割	法 人										民 割			市 税		入 湯 税			
		1号法人	2号法人	3号法人	4号法人	5号法人	6号法人	7号法人	8号法人	9号法人	法人税割	備考	固定 資産 税	2百万 円以下	その他					
1 千葉市	3,500	50,000	120,000	130,000	150,000	160,000	400,000	410,000	1,750,000	3,000,000	不		不	1.4%	0.7%	1.0%	有	150	不	0.3%
2 銚子市	3,500	60,000	144,000	156,000	180,000	192,000	480,000	492,000	2,100,000	3,600,000	8.4%		8.4%	1.4%	0.7%	1.0%	有	150	有	0.2%
3 市川市	3,500	50,000	120,000	130,000	150,000	160,000	400,000	410,000	1,750,000	3,000,000	不		不	1.4%	0.7%	1.0%	有	150	有	0.3%
4 船橋市	3,500	50,000	120,000	130,000	150,000	160,000	400,000	410,000	1,750,000	3,000,000	不		不	1.4%	0.7%	1.0%	有	150	有	0.3%
5 館山市	3,500	50,000	120,000	130,000	150,000	160,000	400,000	410,000	1,750,000	3,000,000	不		不	1.4%	0.7%	1.0%	有	150	有	0.3%
6 木更津市	3,500	50,000	120,000	130,000	150,000	160,000	400,000	410,000	1,750,000	3,000,000	不		不	1.4%	0.7%	1.0%	有	150	有	0.3%
7 松戸市	3,500	50,000	120,000	130,000	150,000	160,000	400,000	410,000	1,750,000	3,000,000	不		不	1.4%	0.7%	1.0%	有	150	有	0.23%
8 野田市	3,500	60,000	144,000	156,000	180,000	192,000	480,000	492,000	2,100,000	3,600,000	8.4%		8.4%	1.4%	0.7%	1.0%	有	150	有	0.2%
9 茂原市	3,500	50,000	120,000	130,000	150,000	160,000	400,000	410,000	1,750,000	3,000,000	不		不	1.4%	0.7%	1.0%	有	150	有	0.2%
10 成田市	3,500	50,000	120,000	130,000	150,000	160,000	400,000	410,000	1,750,000	3,000,000	不		不	1.4%	0.7%	1.0%	有	150	有	0.05%
11 佐倉市	3,500	50,000	120,000	130,000	150,000	160,000	400,000	410,000	1,750,000	3,000,000	不		不	1.4%	0.7%	1.0%	有	150	有	0.3%
12 東金市	3,500	50,000	120,000	130,000	150,000	160,000	400,000	410,000	1,750,000	3,000,000	6.0%		6.0%	1.4%	0.7%	1.0%	有	150	有	0.2%
13 旭市	3,500	50,000	120,000	130,000	150,000	160,000	400,000	410,000	1,750,000	3,000,000	不		不	1.4%	0.7%	1.0%	有	150	有	0.2%
14 習志野市	3,500	50,000	144,000	156,000	180,000	192,000	480,000	492,000	2,100,000	3,600,000	不		不	1.4%	0.7%	1.0%	有	150	有	0.3%
15 柏市	3,500	50,000	120,000	130,000	150,000	160,000	400,000	410,000	1,750,000	3,000,000	不		不	1.4%	0.7%	1.0%	有	150	有	0.3%
16 勝浦市	3,500	50,000	120,000	130,000	150,000	160,000	400,000	410,000	1,750,000	3,000,000	6.0%		6.0%	1.4%	0.7%	1.0%	有	150	有	(0.2%)
17 市原市	3,500	50,000	120,000	130,000	150,000	160,000	400,000	410,000	1,750,000	3,000,000	不		不	1.4%	0.7%	1.0%	有	150	有	0.3%
18 流山市	3,500	50,000	120,000	130,000	150,000	160,000	400,000	410,000	1,750,000	3,000,000	8.4%		8.4%	1.4%	0.7%	1.0%	有	150	有	0.3%
19 八千代市	3,500	50,000	120,000	130,000	150,000	160,000	400,000	410,000	1,750,000	3,000,000	不		不	1.4%	0.7%	1.0%	有	150	有	0.3%
20 我孫子市	3,500	50,000	120,000	130,000	150,000	160,000	400,000	410,000	1,750,000	3,000,000	不		不	1.4%	0.7%	1.0%	有	150	有	0.3%
21 鴨川市	3,500	50,000	120,000	130,000	150,000	160,000	400,000	410,000	1,750,000	3,000,000	6.0%		6.0%	1.4%	0.7%	1.0%	有	150	有	0.3%
22 鎌ヶ谷市	3,500	50,000	120,000	130,000	150,000	160,000	400,000	410,000	1,750,000	3,000,000	8.4%		8.4%	1.4%	0.7%	1.0%	有	150	有	0.3%
23 君津市	3,500	50,000	120,000	130,000	150,000	160,000	400,000	410,000	1,750,000	3,000,000	不		不	1.4%	0.7%	1.0%	有	150	有	0.2%
24 富津市	3,500	50,000	120,000	130,000	150,000	160,000	400,000	410,000	1,750,000	3,000,000	不		不	1.4%	0.7%	1.0%	有	150	有	(0.3%)
25 浦安市	3,500	50,000	120,000	130,000	150,000	160,000	400,000	410,000	1,750,000	3,000,000	不		不	1.4%	0.7%	1.0%	有	150	有	0.3%

3-8-2表 市町村税率一覧表

市町村名	市 町 村 民 税											固定資産税		釧 産 税		入湯税	都 市 計 画 税	
	個 人 均 等 割	法 人 均 等 割									法人税割	備考	2百万円以下	その他				
		1号法人	2号法人	3号法人	4号法人	5号法人	6号法人	7号法人	8号法人	9号法人								
26 四 街 道 市	3,500	50,000	120,000	130,000	150,000	160,000	400,000	410,000	1,750,000	3,000,000	6.0%		不	1.4%				0.25%
27 袖 ヶ 浦 市	3,500	50,000	120,000	130,000	150,000	160,000	400,000	410,000	1,750,000	3,000,000	不			1.4%	0.7%	1.0%	有	0.2%
28 八 街 市	3,500	50,000	120,000	130,000	150,000	160,000	400,000	410,000	1,750,000	3,000,000	6.0%			1.4%	0.7%	1.0%	有	0.25%
29 印 西 市	3,500	50,000	120,000	130,000	150,000	160,000	400,000	410,000	1,750,000	3,000,000	6.0%			1.4%			有	0.3%
30 白 井 市	3,500	50,000	120,000	130,000	150,000	160,000	400,000	410,000	1,750,000	3,000,000	6.0%			1.4%				0.3%
31 富 里 市	3,500	50,000	120,000	130,000	150,000	160,000	400,000	410,000	1,750,000	3,000,000	不			1.4%				0.3%
32 南 房 総 市	3,500	50,000	120,000	130,000	150,000	160,000	400,000	410,000	1,750,000	3,000,000	6.0%			1.4%	0.7%	1.0%	有	
33 匠 瑳 市	3,500	50,000	120,000	130,000	150,000	160,000	400,000	410,000	1,750,000	3,000,000	不			1.4%	0.7%	1.0%	有	
34 香 取 市	3,500	50,000	120,000	130,000	150,000	160,000	400,000	410,000	1,750,000	3,000,000	6.0%			1.4%	0.7%	1.0%	有	0.2%
35 山 武 市	3,500	50,000	120,000	130,000	150,000	160,000	400,000	410,000	1,750,000	3,000,000	6.0%			1.4%	0.7%	1.0%	有	
36 い す み 市	3,500	50,000	120,000	130,000	150,000	160,000	400,000	410,000	1,750,000	3,000,000	6.0%			1.4%	0.7%	1.0%	有	
37 大 網 白 里 市	3,500	50,000	120,000	130,000	150,000	160,000	400,000	410,000	1,750,000	3,000,000	6.0%			1.4%	0.7%	1.0%	有	
38 酒 々 井 町	3,500	50,000	120,000	130,000	150,000	160,000	400,000	410,000	1,750,000	3,000,000	6.0%			1.4%			有	0.2%
39 栄 町	3,500	50,000	120,000	130,000	150,000	160,000	400,000	410,000	1,750,000	3,000,000	6.0%			1.4%	0.7%	1.0%	有	0.3%
40 神 崎 町	3,500	50,000	120,000	130,000	150,000	160,000	400,000	410,000	1,750,000	3,000,000	6.0%			1.4%	0.7%	1.0%		
41 多 古 町	3,500	50,000	120,000	130,000	150,000	160,000	400,000	410,000	1,750,000	3,000,000	6.0%			1.4%	0.7%	1.0%	有	
42 東 庄 町	3,500	50,000	120,000	130,000	150,000	160,000	400,000	410,000	1,750,000	3,000,000	6.0%			1.4%	0.7%	1.0%		
43 九 十 九 里 町	3,500	50,000	120,000	130,000	150,000	160,000	400,000	410,000	1,750,000	3,000,000	6.0%			1.4%	0.7%	1.0%		
44 芝 山 町	3,500	50,000	120,000	130,000	150,000	160,000	400,000	410,000	1,750,000	3,000,000	6.0%			1.4%				
45 横 芝 光 町	3,500	50,000	120,000	130,000	150,000	160,000	400,000	410,000	1,750,000	3,000,000	6.0%			1.4%	0.7%	1.0%	有	
46 一 宮 町	3,500	50,000	120,000	130,000	150,000	160,000	400,000	410,000	1,750,000	3,000,000	6.0%			1.4%	0.7%	1.0%	有	
47 陸 沢 町	3,500	50,000	120,000	130,000	150,000	160,000	400,000	410,000	1,750,000	3,000,000	6.0%			1.4%	0.7%	1.0%	有	
48 長 生 村	3,500	50,000	120,000	130,000	150,000	160,000	400,000	410,000	1,750,000	3,000,000	6.0%			1.4%	0.7%	1.0%	有	
49 白 子 町	3,500	50,000	120,000	130,000	150,000	160,000	400,000	410,000	1,750,000	3,000,000	6.0%			1.4%	0.7%	1.0%	有	
50 長 柄 町	3,500	50,000	120,000	130,000	150,000	160,000	400,000	410,000	1,750,000	3,000,000	6.0%			1.4%	0.7%	1.0%	有	

3-8-2表 市町村税率一覧表

市町村名	市 町 村 民 税													入湯税	市 都 計 画 税			
	個人 均等割	法 人				均 等 割				法人税割	備考	鉦 産 税				固定 資産税		
		1号法人	2号法人	3号法人	4号法人	5号法人	6号法人	7号法人	8号法人			9号法人	2百万 円以下				その他	
51 長 南 町	3,500	50,000	120,000	130,000	150,000	160,000	400,000	410,000	410,000	1,750,000	3,000,000	6.0%		不	0.7%	1.0%		
52 大 多 喜 町	3,500	50,000	120,000	130,000	150,000	160,000	400,000	410,000	410,000	1,750,000	3,000,000	6.0%		不	0.7%	1.0%	宿泊150円 日帰150円	
53 御 宿 町	3,500	50,000	120,000	130,000	150,000	160,000	400,000	410,000	410,000	1,750,000	3,000,000	6.0%		不	0.7%	1.0%	有	150
54 鋸 南 町	3,500	50,000	120,000	130,000	150,000	160,000	400,000	410,000	410,000	1,750,000	3,000,000	6.0%		不	0.7%	1.0%	有	150
令和5年4月1日現在において市町村民税所得割 について標準税率以外の税率を採用している団体															標準税率未満		0	団体
令和5年4月1日現在において軽自動車税に ついて標準税率以外の税率を採用している 団体数															標準税率超		0	団体

3-8-3表 固定資産税及び都市計画税の不均一課税等実施状況（令和5年4月1日時点）

(1) 固定資産税

	市町村名	税率(%)	適用資産
1	千葉市	0.70	・国際観光ホテル整備法第3条の規定により登録を受けたホテル業の用に供する建物 〔国際観光ホテル整備法第32条〕
		1.05	・都市再開発法第2条第6号に規定する施設建築物のうち同法第138条第1項の耐火建築物で同法施行令第53条に定めるものに該当する家屋 〔都市再開発法第138条第1項〕
5	館山市	0.70	・国際観光ホテル整備法第3条の規定により登録を受けたホテル業の用に供する建物 〔国際観光ホテル整備法第32条〕
		初年度 0.14 2年度 0.35 3年度 0.70	・半島振興対策実施地域内における新設又は増設に係る特別償却設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地 〔半島振興法第17条〕
6	木更津市	0.70	・国際観光ホテル整備法第3条の規定により登録を受けたホテル業の用に供する建物 〔国際観光ホテル整備法第32条〕 ・中核的民間施設の用に供する家屋又は構築物又はこれらの敷地である土地 〔多極分散型国土形成促進法第14条〕
10	成田市	0.70	・国際観光ホテル整備法第3条の規定により登録を受けたホテル業の用に供する建物 〔国際観光ホテル整備法第32条〕
11	佐倉市	0.70	・国際観光ホテル整備法第3条の規定により登録を受けたホテル業の用に供する建物 〔国際観光ホテル整備法第32条〕
13	旭市	課税免除	・製造の事業の用に供するもので、建物及び敷地並びに機械装置 〔企業誘致条例〕
			・産業振興促進区域内において、市町村計画に振興すべき業種として定められた事業に係る家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地 〔過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条〕
15	柏市	0.70	・国際観光ホテル整備法第3条の規定により登録を受けたホテル業の用に供する建物 〔国際観光ホテル整備法第32条〕
		0.46	・公衆浴場法第1条第1項に規定する公衆浴場のうち物価統制令第4条の規定により千葉県知事が入浴料金を定めるものの用に供する固定資産 〔柏市税条例第62条の3〕
		1.05	・都市再開発法第2条第6号に規定する施設建築物のうち同法第138条第1項の耐火建築物で同法施行令第52条に定めるものに該当する家屋 〔都市再開発法第138条第1項〕
16	勝浦市	課税免除	・産業振興促進区域内において、市町村計画に振興すべき業種として定められた事業に係る家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地 〔過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条〕
			初年度 0.14 2年度 0.35 3年度 0.70
		0.70	・国際観光ホテル整備法第3条の規定により登録を受けたホテル業の用に供する建物 〔国際観光ホテル整備法第32条〕
17	市原市	0.70	・国際観光ホテル整備法第3条の規定により登録を受けたホテル業の用に供する建物 〔国際観光ホテル整備法第32条〕

3-8-3表 固定資産税及び都市計画税の不均一課税等実施状況（令和5年4月1日時点）

	市町村名	税率 (%)	適用資産
21	鴨川市	1.00	・国際観光ホテル整備法第3条の規定により登録を受けたホテル業の用に供する建物 〔国際観光ホテル整備法第32条〕
		初年度 0.14 2年度 0.35 3年度 0.70	・半島振興対策実施地域内における新設又は増設に係る特別償却設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地 〔半島振興法第17条〕
		課税免除	・産業振興促進区域内において、市町村計画に振興すべき業種として定められた事業に係る家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地 〔過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条〕
23	君津市	1.00	・国際観光ホテル整備法第3条の規定により登録を受けたホテル業の用に供する建物 〔国際観光ホテル整備法第32条〕
24	富津市	1.00	・国際観光ホテル整備法第3条の規定により登録を受けたホテル業の用に供する建物 〔国際観光ホテル整備法第32条〕
		初年度 0.14 2年度 0.35 3年度 0.70	・半島振興対策実施地域内における新設又は増設に係る特別償却設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地 〔半島振興法第17条〕
26	四街道市	0.93	・都市再開発法第138条第1項の耐火建築物に該当する固定資産 〔都市再開発法第138条第1項〕
31	富里市	0.70	・国際観光ホテル整備法第3条の規定により登録を受けたホテル業の用に供する建物 〔国際観光ホテル整備法第32条〕
32	南房総市	1.20	・国際観光ホテル整備法第3条の規定により登録を受けたホテル業の用に供する建物 〔国際観光ホテル整備法第32条〕
		初年度 0.14 2年度 0.35 3年度 0.70	・半島振興対策実施地域内における新設又は増設に係る特別償却設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地 〔半島振興法第17条〕
		課税免除	・産業振興促進区域内において、市町村計画に振興すべき業種として定められた事業に係る家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地 〔過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条〕
33	匝瑳市	課税免除	・工場又は事業所の新設又は増設を行った企業の奨励措置の対象となった建物・敷地及び償却資産 〔企業誘致条例〕
			・産業振興促進区域内において、市町村計画に振興すべき業種として定められた事業に係る家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地 〔過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条〕
34	香取市	課税免除	・産業振興促進区域内において、市町村計画に振興すべき業種として定められた事業に係る家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地 〔過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条〕
35	山武市	課税免除	・産業振興促進区域内において、市町村計画に振興すべき業種として定められた事業に係る家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地 〔過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条〕

3-8-3表 固定資産税及び都市計画税の不均一課税等実施状況（令和5年4月1日時点）

	市町村名	税 率 (%)	適 用 資 産
36	いすみ市	初年度 0.14 2年度 0.35 3年度 0.70	・半島振興対策実施地域内における新設又は増設に係る特別償却設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地 〔半島振興法第17条〕
		課税免除	・産業振興促進区域内において、市町村計画に振興すべき業種として定められた事業に係る家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地 〔過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条〕
37	大網白里市	課税免除	・地区公民館又は集会所及び地区所有の消防機庫 〔大網白里市税条例第54条の2〕
42	東庄町	課税免除	・産業振興促進区域内において、市町村計画に振興すべき業種として定められた事業に係る家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地 〔過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条〕
43	九十九里町	課税免除	・産業振興促進区域内において、市町村計画に振興すべき業種として定められた事業に係る家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地 〔過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条〕
49	白子町	1.05	・国際観光ホテル整備法第3条の規定により登録を受けたホテル業の用に供する建物 〔国際観光ホテル整備法第32条〕
51	長南町	課税免除	・産業振興促進区域内において、市町村計画に振興すべき業種として定められた事業に係る家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地 〔過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条〕
52	大多喜町	0.70	・国際観光ホテル整備法第3条の規定により登録を受けたホテル業の用に供する建物 〔国際観光ホテル整備法第32条〕
		課税免除	・産業振興促進区域内において、市町村計画に振興すべき業種として定められた事業に係る家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地 〔過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条〕
53	御宿町	初年度 0.14 2年度 0.35 3年度 0.70	・半島振興対策実施地域内における新設又は増設に係る特別償却設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地 〔半島振興法第17条〕
54	鋸南町	初年度 0.14 2年度 0.35 3年度 0.70	・半島振興対策実施地域内における新設又は増設に係る特別償却設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地 〔半島振興法第17条〕
		課税免除	・産業振興促進区域内において、市町村計画に振興すべき業種として定められた事業に係る家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地 〔過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条〕

3-8-3表 固定資産税及び都市計画税の不均一課税等実施状況（令和5年4月1日時点）

(2) 都市計画税

	市町村名	税率 (%)	適用資産
1	千葉市	0.15	・国際観光ホテル整備法第3条の規定により登録を受けたホテル業の用に供する建物 〔国際観光ホテル整備法第32条〕
5	館山市	0.15	・国際観光ホテル整備法第3条の規定により登録を受けたホテル業の用に供する建物 〔国際観光ホテル整備法第32条〕
15	柏市	0.15	・国際観光ホテル整備法第3条の規定により登録を受けたホテル業の用に供する建物 〔国際観光ホテル整備法第32条〕
		0.10	・公衆浴場法第1条第1項に規定する公衆浴場のうち物価統制令第4条の規定により千葉県知事が入浴料金を定めるものの用に供する固定資産 〔柏市都市計画税条例第3条の3〕
		0.22	・都市再開発法第2条第6号に規定する施設建築物のうち同法第138条第1項の耐火建築物で同法施行令第52条に定めるものに該当する家屋 〔都市再開発法第138条第1項〕
17	市原市	0.15	・国際観光ホテル整備法第3条の規定により登録を受けたホテル業の用に供する建物 〔国際観光ホテル整備法第32条〕

資 料 名 称	令和5年度版市町村税の概況
発 行 所 属	千葉県総務部市町村課
住 所	千葉市中央区市場町1-1
T E L	0 4 3 - 2 2 3 - 2 1 3 4